

令和 6 年

第 2 回小山市議会定例会
追 加 議 案 書

小 山 市

令和6年第2回小山市議会定例会付議事件表

議案番号	件名	頁
議案第46号	小山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について	5

小山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正について

小山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和6年2月22日提出

小山市長 浅野 正 富

(提案理由)

経済的負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整備することを目的として、令和6年4月から第2子保育料の無償化を実施することから、所要の改正をするため、提案するものである。

小山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

小山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年条例第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(複数の子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の特例)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、保護者扶養子どもが同一の世帯に3人以上いる場合の教育・保育給付認定保護者に係る保護者扶養子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である満3歳未満保育認定子どもに関する利用者負担額は、零とする。</u></p> <p>(利用者負担額の減免)</p> <p>第9条 市長は、規則で定める理由があると認めるときは、<u>利用者負担額を減額し、又は免除することができる。</u></p>	<p>(複数の子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額の特例)</p> <p>第4条 略</p> <p>(利用者負担額の減免)</p> <p>第9条 市長は、<u>教育・保育給付認定保護者が2人以上の保護者扶養子どもを現に養育している場合において、当該保護者に係る満3歳未満保育認定子ども(そのうち最年長者である者を除く。)が特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用するときは、当該利用に係る利用者負担額を免除することができる。</u></p> <p><u>2 市長は、規則で定める理由があると</u></p>

認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。